## 中国における法定賠償

# ~侵害状況により法定賠償額は増額される~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第63回)

## 北京速帮ネットワーク技術有限公司 上訴人(原審原告)

## 同方株式有限公司、天津零時空情報技術有限公司 被上訴人(原審被告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

### 1. 概 要

特許権侵害に伴う損害賠償額の立証は困難であるため、中国では人民法院が裁量により損害賠償額を認定する法定賠償が認められている。

#### 専利法第65条第4項

特許権者の損失、侵害者の得た利益及び特許の実施許諾料の算定がともに困難な場合には、人 民法院は特許権の種類、侵害行為の性質や情状などの要素に基づいて、1万元以上100万元以下 の賠償額を決定することができる。

一審判決において北京市第一中級人民法院は法定賠償額として50万元を認めた<sup>1</sup>が、原告は当該判決を不服として北京高級人民法院に上訴した。北京人民法院は間接的な証拠から明らかに原告の損害は100万元を超えるから法定賠償額として、専利法第65条第4項の上限を超える300万元(約5.100万円)の損害賠償を認めた<sup>2</sup>。

#### 2. 背景

#### (1) 特許の内容

北京速帮ネットワーク技術有限公司(原告)は"長距離ソフトウェアサービスシステム"と称する特許ZL200410080100.6(以下、100特許という)を所有している。100特許の申請日は2004年

<sup>1</sup> 北京市第一中級人民法院判決 (2014) 一中民(知) 初字第6912号

<sup>2 2017</sup>年12月19日北京市高級人民法院判決 (2017) 京民終206号